別記第三十号の二様式所属機関等作成用３　Q(「研修」)の次に次のように加える。

所属機関等作成用４　Q（「研修」）

20 外国の送出し機関（上記19以外の送出し機関がある場合に記入）
(1)名称　(2)事業内容
(3)所在地　電話番号
(4)経営者名　(5)管理者名
(6)送出し機関・経営者・管理者が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ，又は外国人の研修・技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で，偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無（申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。）
有（内容・該当者名　）・無
以上の記載内容は事実と相違ありません。
受入れ機関名，代表者氏名の記名及び押印／申請書作成年月日
印　年　月　日
注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，受入れ機関が変更箇所を訂正し，押印すること。

（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号ロ(3)(iii)中「第四章第一節」の下に「、第二節」を加え、「助けた者」を「これを助けた者」に改め、同号ハ(6)(iii)中「第四章第一節」の下に「、第二節」を加え、「助けた者」を「これを助けた者」に改める。

表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第一号イの項」という。）下欄第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　実習実施機関が、第十八号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」という。）を行った場合は、直ちに、地方入国管理局に当該不正行為に関する事実を報告することとされていること。

技能実習第一号イの項下欄第十八号中「（技能実習の適正な実施を妨げるものに限る。法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第八号イ(3)を除き、以下同じ。）」を削り、「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号イの項下欄第十八号の表ホ中「外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は」を削り、「隠ぺい」を「隠蔽」に改め、同表ル中「実習実施機関において、」の下に「この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為を行った場合又は」を加え、同表ヨ中「技能実習に係る不正行為に準ずる行為」を「技能実習に係る不正行為」に、「に準ずる行為（同表ソ及びツに係るものを除く」を「（同表ソ及びネに係るものを除く。以下第二十号、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十八号、第三十二号及び第三十七号並びに法別表第一の四の表の研修の項下欄第十号の表カ、第十二号及び第十七号において同じ」に改め、「研修の適正な実施を妨げるものに限る。」を削り、「に準ずる行為（同表ヨに係るものを除く」を「（同表ヨに係るものを除く。以下第二十号、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号の表ソ、第十八号、第三十二号及び第三十七号並びに法別表第一の四の表の研修の項下欄第十二号及び第十七号において同じ」に、「いずれかの不正行為に準ずる行為」を「いずれかの不正行為」に改める。

技能実習第一号イの項下欄第十九号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

技能実習第一号イの項下欄第二十号中「第十八号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」という」を「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為（第十八号の表タに係るものを除く。以下法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第十六号の表ソ、第十八号、第三十二号及び第三十七号並びに法別表第一の四の表の研修の項下欄第十号の表カ、第十二号及び第十七号において同じ」に改め、「に準ずる行為」を削る。